

平成 28 年 8 月 5 日

福岡県環境部廃棄物対策課

## 1. 災害廃棄物処理計画の目的及び策定の経緯

### (1) 目的

- 大規模災害による災害廃棄物を迅速かつ適切に処理し、速やかに県民の生活基盤を復旧・復興させるため、県の役割と方策を示す。
- 市町村が行うべき処理手順等をまとめ、市町村の災害廃棄物処理計画策定に資する。

### (2) 経緯

- 福岡県環境審議会に対し、平成 27 年 8 月 7 日に諮問。
- 同審議会から県に対し、平成 28 年 2 月 15 日に答申。
- 福岡県災害廃棄物処理計画を平成 28 年 3 月に策定。

## 3. 主な内容

### (1) 基本的事項

#### ① 処理主体

- 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、一義的には市町村が処理する。
- 県は、支援・協力体制の整備等、調整機能を担うことを基本とする。

#### ② 対象とする災害

- 地震災害のほか、台風、豪雨等の風水害も対象。

#### ③ 対象とする災害廃棄物

- 地震や水害による倒壊建物や家財等
- 被災者・避難者の生活に伴い発生するし尿や避難所ごみ

#### ④ 処理期間

- 災害発生から 1 年以内の完了を目標。困難な場合は、災害廃棄物の発生量に応じて適切な期間を設定。

（※ 国、他県（三重、高知等）では、東日本大震災をベースに 3 年以内を基本としているが、本県では、災害想定による発生量（最大の量でも東日本大震災の 8%）を踏まえ、1 年以内の処理完了を目標とする。）

#### ⑤ 啓発・広報

- 市町村、県は、災害時における災害廃棄物の排出・分別方法等に係る啓発・広報を実施。

#### ⑥ 留意点

- 最大限、県内の既存施設を活用して処理を行うとともに、可能な限り、

リサイクル・減量化に努力。

### ⑦ 組織体制

- 県は、庁内に関係課で構成する組織を設置。
- 県、市町村、廃棄物関係団体等からなる連絡会（仮称）を設置し、情報共有や適切な処理に係る検討を実施。

## （２）災害廃棄物の発生量推計

### ① 地震による災害廃棄物

- 小倉東・西山・警固・水縄の4つの活断層による地震を想定し、災害廃棄物発生量を推計。

断層名	小倉東断層	西山断層	警固断層	水縄断層
災害廃棄物発生量	638千t	1,131千t	1,650千t	2,161千t

※東日本大震災での災害廃棄物発生量（岩手県・宮城県・福島県（避難区域を除く））  
28,020千t

### ② 風水害による災害廃棄物

- 浸水想定区域が設定されている県下40河川が氾濫した場合を想定し、災害廃棄物発生量を推計。

河川名	筑後川	那珂川	室見川
災害廃棄物発生量	287千t	254千t	111千t

※発生量が多い3河川を記載

※他県（三重、高知等）では、水害による発生量の推計は行っていない。

※九州北部豪雨（H24）での災害廃棄物発生量：65千t

## （３）災害廃棄物処理（主な事項）

### ① 水害廃棄物

- 水分を含んだ畳等の発酵により発熱発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害への注意が必要。市町村は、早期に資源化や処理を行うことが必要。

### ② 処理フロー

- 災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで整理。

### ③ 収集運搬体制の確保

- 市町村は、災害廃棄物の収集運搬にあたって、道路事情や災害廃棄物の性状等に応じた運搬手段（車両の大きさ等）や収集方法（戸別収集・被災者による搬入）を選択。

### ④ 仮置場の確保

- 仮置場の選定にあたっての市町村の留意事項（法令の制約を考慮する

等)・考え方(公有地の利用を基本とする等)を整理。

**⑤ 処理施設の確保**

- 市町村は、既存の一般廃棄物施設及び協力の得られる民間事業者の処理施設を最大限活用して処理を実施。

**⑥ 環境対策、モニタリング、火災対策**

- 廃棄物処理現場(仮置場等)における周辺住民の生活環境への防止等のため、大気、騒音・振動等の項目について、環境モニタリングを実施。

**⑦ 処理困難物の処理**

- 発災後の被害を最小化するために、処理困難物(ガソリン、薬品類等)の管理者は、管理の強化、処理業者の連絡先確認などの対策を実施。

**(4) 協力支援・人材育成**

**① 協力支援体制**

- 市町村間での相互協力体制の構築とともに、廃棄物関係団体等(産廃関係事業者等)による協力支援体制も構築。

**② 教育訓練等**

- 県及び市町村は、研修等による人材育成を実施。